

工業科学技術イノベーション省（M I S T I） 産業財産部（D I P）（カンボジア） （指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 KH. I

略語のリスト

国内官庁： 工業科学技術イノベーション省（M I S T I）産業財産部（D I P）（カンボジア）

P L： 2003年特許，実用新案及び意匠に関する法律

指定（又は選択）官庁 KH	工業科学技術イノベーション省 (MIST) 産業財産部 (DIP) (カンボジア) 国内段階に入るための要件の概要	概要 KH
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	国内官庁に問合せされたい	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	クメール語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合にのみ、国際出願の写しが要求される。これは出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階の早期開始の明示の請求をした場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：カンボジア・リエル (KHR) 特許： 出願手数料 ¹ KHR 320,000 10個を超える各請求の範囲についての 請求の範囲手数料 KHR 20,000 実用新案： 出願手数料 ¹ KHR 160,000 10個を超える各請求の範囲についての 請求の範囲手数料 KHR 20,000	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

KH	工業科学技術イノベーション省 (M I S T I) 産業財産部 (D I P) (カンボジア) (続き)	KH
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2, 3} 発明に対する出願人の権利を正当化する申立て^{2, 3} 出願人が先の出願の出願人と同一でなければ、優先権主張の資格証明 国際出願日後に変更があれば、出願人の名義変更の証明書³ 代理人の選任⁴ 代理人の選任書面 (選任書又は委任状) 国際出願の翻訳文の確認書	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録された弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

PCT Art.	46	KH. 01 翻訳文 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。
		KH. 02 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KH. I に概説されている。
PL Art.	46 130	KH. 03 年金 年金は国際出願日の2年目以降の各年の応当日前に支払う。割増料の支払を条件として期日後6箇月以内であれば依然として年金支払が可能である。年金の額は附属書KH. I に示されている。
		KH. 04 代理人の選任 いかなる場合であっても出願人は代理人によって代理されなければならない。代理人は出願人が署名した委任状によって選任される。
PL Art.	37	KH. 05 審査 国内官庁は方式審査を行うが、実体審査は行わない。国内官庁は次を考慮する。 （i） 国際調査及び審査の結果 （ii） 出願人が提出した対応する外国出願の調査及び審査報告、又は対応する外国出願の拒絶又は付与に関する最終決定 （iii） 外部調査及び審査機関が請求に基づき実施した調査及び審査結果
PCT Art.	28 41	KH. 06 出願の補正 出願人は、特許付与前であればいつでも、出願時の開示範囲を拡張しないことを条件として自己の出願を補正することができる。
PCT Art.	24(2) 48(2)	KH. 07 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容
PCT Rule	82bis	国内段階6.022から6.027項を参照。
PCT Art.	25	KH. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Art.	37	KH. 09 権利回復
PCT Rule	49.6	出願人は、状況において要求される相当の注意を払ったが適用される期間内に第22条で定める行為を遂行しなかった場合、権利回復を請求することができる。権利回復は、期間不遵守の理由解消後2箇月又は適用される期間終了日から12箇月のいずれか先に終了する期間内に書面で請求しなければならない。この2箇月の期間内に不遵守行為を完了させなければならない。請求に支払う手数料額は国内官庁に問合せされたい。
PL Art.	69	KH. 10 実用新案 出願人は、カンボジアにおいて国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、P C T 第22条又は第39条(1)の行為の遂行時に指定官庁にその旨を表示する、
PL Art.	75	KH. 11 出願変更 出願人が国内段階移行の要件を満たした後であれば、特許についての国際出願を実用新案出願に変更可能であり、その逆も認められる。変更は特許若しくは実用新案の付与又は拒絶前であればいつでも請求できる。請求に支払う手数料額は国内官庁に問合せされたい。

手 数 料

(通貨：カンボジア・レイ)

特 許

出願手数料	320,000
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	20,000
年 金：	
－第2年度	80,000
－第3年度	12,000
－第4年度	160,000
－第5年度	400,000
－第6年度	560,000
－第7年度	720,000
－第8年度	880,000
－第9年度	1,040,000
－第10年度	1,200,000
－第11年度	1,400,000
－第12年度	1,600,000
－第13年度	1,800,000
－第14年度	2,000,000
－第15年度	2,200,000
－第16年度	2,440,000
－第17年度	2,680,000
－第18年度	2,960,000
－第19年度	3,240,000
－第20年度	3,560,000

実用新案

出願手数料	160,000
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	20,000
年 金：	
－第2年度	80,000
－第3年度	100,000
－第4年度	120,000
－第5年度	200,000
－第6年度	300,000
－第7年度	400,000

手数料の支払方法

すべての手数料はカンボジア・レイ建で支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。